

個人番号(マイナンバー)を申請書へ記入すると添付書類の提出を省略することができます

■ 個人番号(マイナンバー)を使って申請できる方は下記の条件に該当する方に限ります。

令和6年1月1日時点で東久留米市に住民登録があり、確定申告または税の申告がお済の方。

■ 個人番号(マイナンバー)を使って申請する際の提出書類・持ち物

個人番号(マイナンバー)を使って申請するには、下記の(1)～(5)をお持ちください。

提出書類

(1) 申請書(令和6年度就学援助費・就学奨励費受給申請書)

持ち物

(2) 振込先口座の通帳(振込先情報の記入内容確認で提示をお願いしています。提出は不要です。)

(3) 申請者の個人番号が確認できるもの

「個人番号カード」

「個人番号通知カード(氏名住所等変更のないものに限る)」※(4)も必要。

「個人番号(マイナンバー)付きの住民票」※(4)も必要。

(4) 申請者の本人確認書類

※(3)で「個人番号カード」をお持ちいただける方は不要。

(「運転免許証」、「パスポート」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、

「在留カード」、「特別永住者証明書」等の顔写真付きの本人確認書類。

これらを提示できない場合、「健康保険証」、「年金手帳」、「特別児童扶養手当証書」等を2点以上提示していただきます。)

(5) 配偶者及び同居している16歳以上の親族全員の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

(申請の際、上記の方々の個人番号(マイナンバー)も記入していただきます。

個人番号確認できるものをお持ちください。)

年間支給予定表

(援助費目、金額は変更になる可能性があります。認定通知に同封される年間支給予定表にて再度ご確認ください。)

援助費目	学年	援助額(年額)	支給内容	支給時期
学用品費 ・通学用品費	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 11,630円	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末
	2～6	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 13,900円	1月～3月分:令和7年4月中旬
新入学児童生徒 学用品費	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 54,060円 ※入学前に新入学児童生徒学用品費の支給(前住所地の自治体での支給を含む)を受けていない、 4月認定者のみ に支給	8月末
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1～6	実費	実費 (交通費及び見学料)	1年分:令和7年4月中旬
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後
学校給食費	1～6	実費	※4月～7月分は保護者が学校にお支払いください。 学校に支払った給食費は認定後に保護者口座へ振り込みます。 ※2学期分以降は学務課から学校へ直接支払います。	4月～7月分:8月末
通学費 <small>(特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室 又は通級指導学級に通学する児童)</small>	1～6	通常の経路で通学に 要する交通費の実費	※別途申請が必要。『令和6年度特別支援教育就学奨励費 及び就学援助費「通学費」受給申請書』を各通学先へご提出 ください。	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬

援助費目	学年	援助額(年額)	支給内容	支給時期
学用品費 ・通学用品費	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 22,730円	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末
	2・3	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 25,000円	1月～3月分:令和7年4月中旬
新入学児童生徒 学用品費	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 63,000円 ※入学前に新入学児童生徒学用品費の支給(前住所地の自治体での支給を含む)を受けていない、 4月認定者のみ に支給	8月末
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1～3	実費	実費 (交通費及び見学料)	1年分:令和7年4月中旬
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後
修学旅行費	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後
学校給食費	1～3	実費	実費 ※スクールランチ利用分のみ	4月～7月分:8月末 8月～10月分:12月中旬 11月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬
通学費 <small>(特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室 又は通級指導学級に通学する生徒)</small>	1～3	通常の経路で通学に 要する交通費の実費	※別途申請が必要。『令和6年度特別支援教育就学奨励費 及び就学援助費「通学費」受給申請書』を各通学先へご提出 ください。	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬

注意事項

- 就学奨励費の認定を受けた場合、上記費目が支給されますが、**学校納付金が免除になる制度ではありません。**学校から納付金の指示があった場合は必ず遅れずに納めてください。
- 2・3学期分の小学校給食費については、学務課から学校長口座へ振り込むため、2学期以降の給食費の引き落としはなくなります。
- 就学奨励費を振り込むため、**申請時に記入した口座は変更しないようお願いします。**やむを得ない事情により口座を変更する場合は、事前にご連絡ください。
- 転居・転出等により、住所・学校などの変更が生じた場合も事前にご連絡ください。なお、他自治体に転出した場合は、転出した日をもって廃止になります。転出先においてもこの制度を利用されたい方は、転出先の教育委員会へご相談ください。
- 市外の学校に在籍する場合は、上記の年間支給予定表と実際の支給時期等が異なる場合があります。